

広島県告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年十月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡安芸太田町大字松原字松原七〇、九九の一、四九八の一、五〇三の一、五〇九の一、五一〇、五一四、五八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）